

「街頭活動強化の日」の設定と効果的運用について

(平成21年3月24日)

(栃地第3号)

これまで、毎月1日を「交番の日」として設定してきたところであるが、この度、交番、駐在所活動をより県民の期待に応える活動とするため、「交番の日」を「街頭活動強化の日」に改め、平成21年4月1日より下記のとおり推進することとしたから、効果的な運用に努められたい。

なお、「交番の日」の設定と効果的運用について（平成7年1月19日付け、栃地第5号例規通達）は、平成21年3月31日をもって廃止する。

記

1 趣旨

県民の最も身近にある交番・駐在所は、地域社会の安全と安心の依り所として県民の治安に対する不安を解消する機能を果たすなど、良好な治安を支えてきた基盤であり、また、身近な犯罪の抑止・検挙をはじめとして、その活動は県民に期待されるところが大きい。

このため、県民が交番・駐在所の活動の中で最も要望しているパトロール活動を一層効果的に推進するため、「街頭活動強化の日」を設定し、「見せる・知らせる」活動に重点を指向するとともに、関係機関・団体等との地域安全活動を積極的に展開し、県民の安全・安心感の醸成に努めることを趣旨とする。

2 「街頭活動強化の日」の指定

毎月1日とする

3 実施重点

- (1) パトロール、立番等、制服警察官による街頭活動の一層の強化
- (2) 地域に密着し、地域住民等と共同した交番、駐在所活動の推進

4 推進事項

- (1) 地域住民との対話等による安全・安心感の醸成
 - ア 見せるパトロール、立番、駐留警戒の積極的な実施と実施時における地域住民への声掛け及び防犯広報の励行
 - イ 巡回連絡における地域住民との積極的対話と意見・要望の聴取並びに家族構成に適合した地域安全情報の伝達活動の強化
- (2) 身近な犯罪をはじめとした各種犯罪・交通事故の抑止・検挙のための街頭活動の強化
 - ア 人が多数集まる繁華街、歓楽街、駅等、犯罪多発地域における、裏通りを網

羅したきめ細かな見せるパトロールと積極的な職務質問、駐留警戒等の実施
イ 交通事故多発地域を重点地域に設定し、事故原因となった違反に重点を指向した見せる交通指導取締り、交通監視活動等の強化

(3) 関係機関・団体等との連携活動

ア 交番・駐在所連絡協議会会員と共同の防犯パトロール、防犯広報等の積極的推進

イ 市町村、関係団体等と連携した犯罪・交通事故多発地域に対するパトロール、現場診断等、街頭における共同活動の実施

5 留意事項

(1) 体制の確立

ア 勤務計画の策定

「街頭活動強化の日」の勤務体制を確保するため、勤務計画を策定するに当たっては、日勤者を重点的に配置する等、勤務員の効果的配置に努めること。また、交番相談員の勤務日として指定する等、弾力的運用を図ること。

イ 地域警察幹部の運用

警察署内に勤務する地域警察幹部についても、主要な交番等に計画的に応援配置し、有効な運用を図ること。

ウ 支援体制の確立

自動車警ら班の日勤者を効果的に活用し、地域部門の車両の積極的な運用により、一時不在交番等での前進待機体制を確立するとともに、110番通報等急訴事案への迅速な対応を行わせること。また、地域警察部門以外についても、署情に応じて交番・駐在所に派遣し、それぞれの業務に応じて地域警察官の活動の支援を行うこと。

(2) 所管区の実情に即した活動の推進

「街頭活動強化の日」の諸行事等の策定に当たっては、交番所長、駐在所長等を中心とした勤務員の主体的な企画、立案により、身近な犯罪の抑止・検挙等、所管区の実情に即した活動となるよう配意すること。

(3) 関係機関・団体との協力体制の確保

市町村、自治会、地区防犯協会、防犯ボランティア団体、交番・駐在所連絡協議会等関係機関・団体との協力体制を確保して、積極的な連携活動を推進すること。

(4) 署幹部による指導の徹底

警察署長以下幹部は積極的な巡視を行い、勤務員の街頭活動を現場において督励し、制服警察官の士気高揚を図るとともに、街頭活動が効果的に行われるよう指導監督を徹底すること。

(5) 広報活動の実施

「街頭活動強化の日」の実施に当たっては、警察だより、ミニ広報紙、市町村広報誌等の広報媒体を活用して、交番・駐在所の役割、活動内容等に関する広報活動を実施すること。

6 結果報告

「街頭活動強化の日」実施結果報告書(別記様式)により、毎月10日までに地域部地域課を經由して報告すること。